

院外処方箋における疑義照会プロトコール Ver4

改定説明資料

<薬剤師による用法変更について>

院外処方箋の用法を確認した場合については、疑義照会無しに用法を変更できるものとする。

- ・リベルサス錠 起床時以外の時「起床時」へ
- ・アコファイド錠 食前以外の時の「食前」へ

<「調剤後薬剤管理指導加算」について>

「調剤後薬剤管理指導加算」が算定可能条件の患者がいるときに、調剤薬局の薬剤師の判断によって加算の算定を可能とする。

対象患者：新たにインスリン製剤等が処方された患者

既にインスリン製剤等を使用している患者であって、新たに
インスリン製剤等が処方された患者

インスリン製剤の注射単位の変更又はスルフォニル尿素系製剤
の用法・用量の変更があった患者

算定条件として、医師の了承を得る必要あるが医師の了解は疑義照会せず、文書にて情報提供することによって報告を行うこととする。

(点数 60 点 (月 1 回まで) 調剤日とは別の日に聞き取りを行う)